

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなる可能性がある。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、学校全体で児童生徒の現状について共通理解を図り、組織的に対応していく必要がある。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長以下、全教職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・以下の事案を委員会で取り上げ、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
 - (ア) 担任の観察からの事案
 - (イ) 全校児童を対象に行う心のアンケート、いじめのアンケートの結果からの事案
 - (ウ) (イ) 以外で、児童やその保護者からの訴えから、担任が委員会に挙げるべきと判断した事案

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・心のアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策の実施に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバーを構成し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく集団づくりを進める。
- イ 児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図り、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 心のアンケートやいじめのアンケート、教育相談を定期的実施（年2回）し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

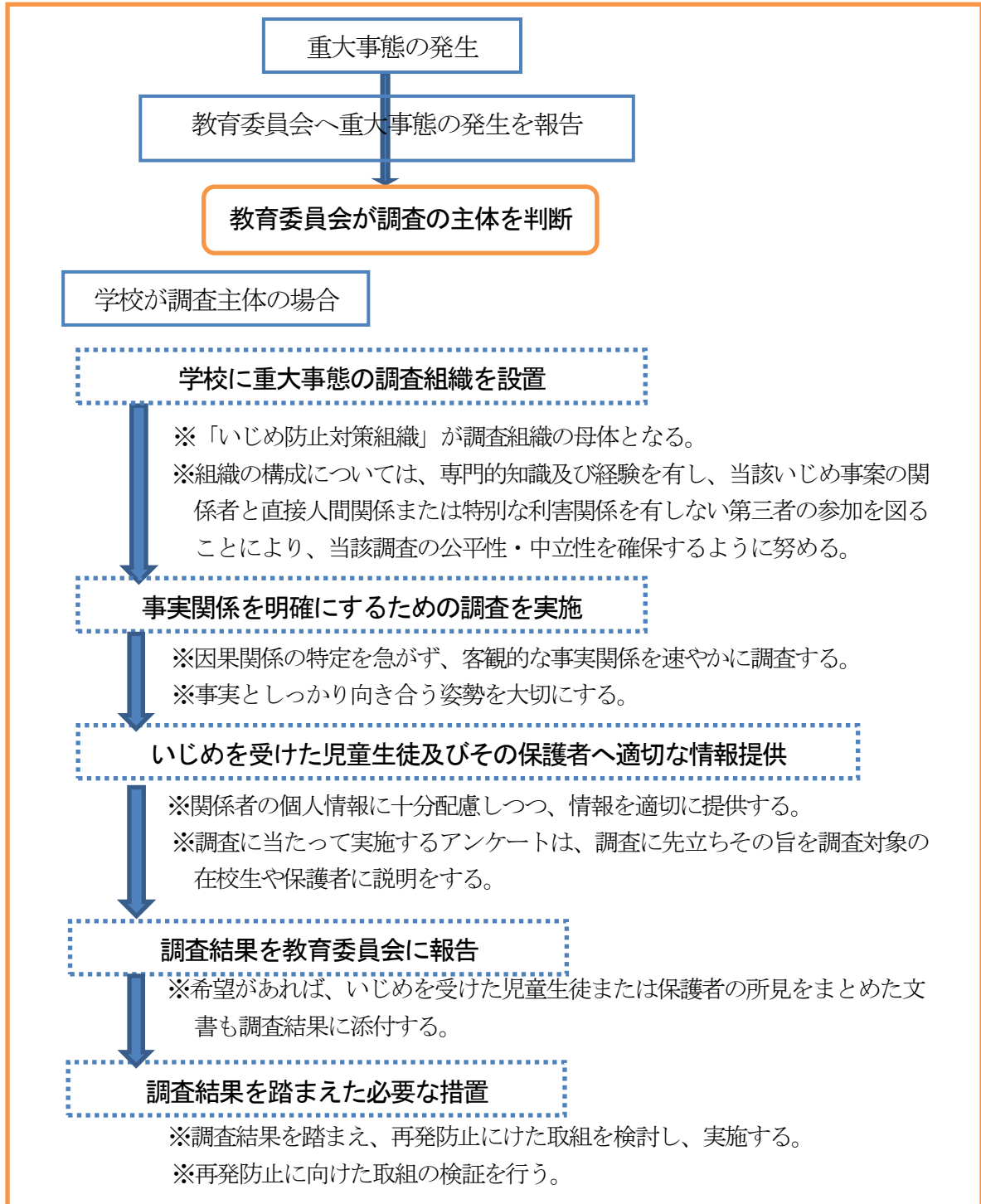
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるように、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを12月に実施し、いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 全職員がいじめ防止に高い関心を持ち、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 児童に対し、長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<取組の年間計画>

| | 「いじめ・不登校対策委員会」 | 未然防止および早期発見の取組 | 保護者・地域との連携 |
|-----|------------------------------|--|--|
| 4月 | ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 | ○相談室やSCの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○課外授業（該当学年） ○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○通学班集体会 | ○PTA総会、学級懇談会での「学校いじめ基本方針」の提示 ○春の懇談会 |
| 5月 | | ○長期連休前後の様子確認 | |
| 6月 | ○いじめ・不登校対策委員会 | ○心のアンケート ○いじめのアンケート ○教育相談週間 | ○学校公開 |
| 7月 | | | ○個人懇談会 |
| 9月 | | ○身体測定 | |
| 10月 | ○いじめ・不登校対策委員会 | | |
| 11月 | | ○心のアンケート ○いじめのアンケート ○教育相談週間 | |
| 12月 | | | ○個人懇談会 ○学校評価アンケート |
| 1月 | | ○身体測定 | ○学校公開 |
| 2月 | ○いじめ・不登校対策委員会 | ○通学班集体会 ○いじめのアンケート | |
| 3月 | ○学校評価アンケートの結果を検証し、「基本方針」の見直し | ○6年生を送る会 | |
| 通年 | ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 | ○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○健康観察の実施 ○SCによる相談 | ○あいさつ運動（適宜） |

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。